



# JFニュースレター 2020.4.20

## 新型コロナウイルス関連情報 NO.23

### 飲食店に対する各都道府県の要請について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

政府は16日に開催した対策本部で、5月6日までの期間、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することを決定しました。事業者への営業自粛等、緊急事態宣言を受けての具体的な措置は各都道府県が行います。今後の動向により対策を見直す可能性もありますので、最新の情報は該当する自治体のホームページをご確認願います。

飲食店に対する要請について、現時点での自治体の対応(JF調べ)についてお知らせします。

都道府県における飲食店への要請について(R2.4.20/12:00時点)								
(○ 要請あり、一 調査時点では要請なし、						は特定警戒都道府県)		
	営業時間	酒類提供自粛		営業時間	酒類提供自粛		営業時間	酒類提供自粛
	5:00-20:00	19:00以降		5:00-20:00	19:00以降		5:00-20:00	19:00以降
北海道	—	—	石川	○	○	岡山	—	—
青森	—	—	福井	—	—	広島	○	○
岩手	—	—	山梨	—	—	山口	—	—
宮城	—	—	長野	—	—	徳島	—	—
秋田	—	—	岐阜	○	○	香川	—	—
山形	25日以降、夜間営業自粛		静岡	—	—	愛媛	—	—
福島	—	—	愛知	○	○	高知	—	—
茨城	—	—	三重	○	○	福岡	○	○
栃木	—	○	滋賀	—	—	佐賀	—	—
群馬	○	○	京都	○	○	長崎	—	—
埼玉	—	○	大阪	○	○	熊本	—	—
千葉	—	○	兵庫	○	○	大分	—	—
東京	○	○	奈良	—	—	宮崎	—	—
神奈川	○	○	和歌山	—	—	鹿児島	—	—
新潟	—	—	鳥取	—	—	沖縄	—	—
富山	—	—	島根	—	—			

注：飲食店には、接客を伴うナイトクラブ等は含んでいません。  
テイクアウト、デリバリーは自粛の対象ではありません。

■ 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について (厚生労働省・R2.4.17)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf>

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF会員にお送りしています。

この件については、JFと食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせはJF事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。